

# 県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 事業者への貸付け(第4条―第14条)
- 第3章 市町村への貸付け(第15条―第21条)
- 第4章 雑則(第22条)

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県(以下「県」という。)が所有する土地(以下「県有地」という。)を活用して福祉施設の整備促進を図るため、県有地の貸付けに係る基本的事項を定めることを目的とする。

### (対象となる県有地)

第2条 この要綱による貸付けの対象は、県において利用予定のない県有地とする。

### (対象となる福祉施設)

第3条 この要綱による貸付けにより整備される福祉施設(以下「対象施設」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する施設又は事業所で、県の福祉施策を推進するため福祉局長が必要と認めたものとする。

- 2 福祉局長は、前項に定める対象施設を整備することの必要性について、当該県有地の所在する市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に意見を求めるものとする。
- 3 対象施設以外の施設であって、次の各号のいずれにも該当する施設については、対象施設とともにこれを当該県有地に設置することができる。
  - (1) 施設を設置することについて、関係市町村長が必要と認めること。
  - (2) 施設の事業規模が、対象施設の事業規模を超えないこと。

## 第2章 事業者への貸付け

### (貸付対象者)

第4条 県有地の貸付対象者は、対象となる県有地において福祉施設を整備運営する事業を行おうとする者とする。

### (貸付条件)

第5条 県有地を前条に定める貸付対象者に貸し付ける条件(以下「貸付条件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 県有地を借り受ける事業者(以下「借受者」という。)が、対象施設(第3条第3項により設置する施設(以下「併設施設」という。))がある場合は、これを含む。)を整備運営する事業を行うために県有地を使用すること。
- (2) 前号の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担により設置すること。
- (3) 前号の施設、設備等の維持管理に係る費用は、借受者が負担すること。
- (4) 第一号の事業が、借り受けた県有地及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 借り受けた県有地を転貸しないこと。
- (6) 貸付期間が満了したとき又は借受者側の理由により貸付契約が解除されたときは、借受者の責任と負担において施設、設備等の撤去等を行い、借り受けた県有地を原状に回復させ、返還すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、県が必要と認める条件

### (公募)

第6条 福祉局長は、県有地の借受者を公募するものとする。

- 2 福祉局長は、公平性が確保される場合には、公募に応じる者(以下「応募者」という。)を指名することができる。
- 3 福祉局長は、第1項の公募に関する事務を関係市町村長に委任することができる。
- 4 応募者は、県有地貸付申請書(様式第1)2部を福祉局長に提出しなければならない。
- 5 貸付対象となる県有地の所在地及び面積、第3項に定める委任に関する事項、その他公募に必要な事項は、福祉局長が別に定める。

### (関係市町村長への意見聴取)

第7条 福祉局長は、公募の期間満了後、前条第4項の規定に基づき提出された県有地貸付申請書のうち1部を、関係市町村長に送付し、その意見を聴くものとする。

- 2 前項の送付を受けた関係市町村長は、書面により意見を福祉局長に提出するものとする。

(審査会)

第8条 福祉局長は、第6条の応募者について、借受者としての適格性等を審査するため、県有地利用事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。

- 2 審査会は、福祉局長が別に定める審査基準に基づき、応募者について審査するものとする。
- 3 審査会の委員は、別表のとおりとする。

(借受者の決定等)

第9条 県は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、県有地を貸し付けることを決定した者に対しては県有地貸付決定通知書(様式第2)により、貸し付けないことを決定した者に対しては県有地不貸付決定通知書(様式第3)により、その旨を通知する。

- 2 県は、関係市町村長に対し、借受者を通知する。

(貸付契約)

第10条 県は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結するものとする。

- 2 貸付契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の規定に基づく定期借地権設定契約又は同法第23条の規定に基づく事業用定期借地権設定契約とする。
- 3 貸付契約に係る公正証書作成費用その他の諸費用は、借受者の負担とする。

(貸付期間)

第11条 貸付期間は、10年以上52年以内で、別に定める。

(貸付料及び保証金)

第12条 貸付料は、県において別途決定する。

- 2 保証金は、年額貸付料相当額とする。
- 3 第1項の貸付料の決定に当たって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が借受者となる場合は、対象施設に係る面積について、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛知県条例第30号)第4条第1項の規定により、通常に算定された額から50%の減額を行うものとする。

(貸付料の改定)

第13条 県は、前条第1項の貸付料が、物価又は土地価格の変動等により不相当となった場合には、貸付料を改定するものとする。

(使用状況の確認等)

第14条 福祉局長は、報告期限を定めて、借受者に県有地使用状況報告書(様式第4)を提出させることができる。

- 2 福祉局長は、県有地の使用方法が貸付条件に適合していること等を確認するため、必要に応じ、調査を行うことができる。
- 3 福祉局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めるときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。
- 4 前項の勧告によっても改善されない場合には、県は貸付契約を解除することができる。

### 第3章 市町村への貸付け

(市町村への貸付け)

第15条 県有地を第4条の貸付対象者に使用させるため、県有地を関係市町村長に貸し付け、関係市町村長から転貸させることができる。

(貸付条件)

第16条 前条の規定により貸付けを行う場合においては、貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 転借を受ける事業者(以下「転借人」という。)は、対象施設(併設施設がある場合は、これを含む。)を整備運営する事業を行うために県有地を使用すること。
- (2) 前号の事業を行うために必要な施設、設備等は、転借人の負担により設置すること。
- (3) 前号の施設、設備等の維持管理に係る費用は、転借人が負担すること。
- (4) 県有地を借り受ける市町村長(以下「借受市町村長」という。)及びその転借人は、第一号の事業が、借り受けた県有地及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 転借人は、県有地を転貸しないこと。
- (6) 貸付期間が満了したとき又は借受市町村長若しくは転借人側の理由により貸付契約が解除されたときは、借受市町村長又は転借人の責任と負担において施設、設備等の撤去等を行い、借り受けた県有地を原状に回復させ、返還すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、県が必要と認める条件

(貸付の申請及び決定)

第17条 関係市町村長は、県有地の借受けを希望する場合は、県有地貸付申請書(様式第5)を福祉局長に提出しなければならない。

- 2 前項の県有地貸付申請書が提出されたときは、福祉局長は、申請内容を審査するため審査会を開催する。
- 3 県は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは県有地貸付決定通知書(様式第6)により、貸し付けないことを決定したときは県有地不貸付決定通知書(様式第7)により、関係市町村長に通知する。

(貸付契約)

第18条 県は、前条第3項の規定により貸付けを決定した場合は、借受市町村長と貸付契約を締結するものとする。

- 2 貸付契約については、第10条第2項の規定を準用する。
- 3 貸付契約に係る公正証書作成費用その他の諸費用は、借受市町村長の負担とする。

(貸付期間及び貸付料)

第19条 貸付期間については、第11条の規定を準用する。

- 2 貸付料は、県において別途決定する。
- 3 貸付料の改定については、第13条の規定を準用する。

(転貸の申請)

第20条 第17条第3項により県有地貸付決定通知書を受けたときは、借受市町村長は、転貸承認申請書(様式第8)を福祉局長に提出し、その承認を得なければならない。

(使用状況の確認等)

第21条 福祉局長は、報告期限を定めて、借受市町村長に県有地使用状況報告書(様式第9)を提出させることができる。

- 2 福祉局長は、県有地の使用方法が貸付条件に適合していること等を確認するため、必要に応じ、調査を行うことができる。
- 3 福祉局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めるときは、借受市町村長又は転借人に対し改善を勧告するものとする。
- 4 前項の勧告によっても改善されない場合には、県は貸付契約を解除することができる。

#### 第4章 雑則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年3月19日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

県有地利用事業者選定審査会委員構成	
高齢福祉課関係 施設の場合	1 総務局財務部財産管理課長 2 福祉局高齢福祉課長 3 福祉局高齢福祉課各主幹 4 その他、福祉局高齢福祉課長が必要と認めた者
児童家庭課関係 施設の場合	1 総務局財務部財産管理課長 2 福祉局児童家庭課長 3 福祉局児童家庭課各主幹 4 その他、福祉局児童家庭課長が必要と認めた者
子育て支援課関係 係施設の場合	1 総務局財務部財産管理課長 2 福祉局子育て支援課長 3 福祉局子育て支援課各主幹 4 その他、福祉局子育て支援課長が必要と認めた者
障害福祉課関係 施設の場合	1 総務局財務部財産管理課長 2 福祉局障害福祉課長 3 福祉局福祉部障害福祉課各主幹 4 保険医療局医務課こころの健康推進室長 5 その他、福祉局福祉部障害福祉課長が必要と認めた者

(様式第1)

## 県有地貸付申請書(福祉)

年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

申請者 住所  
氏名 印  
〔名称及び  
代表者氏名〕

県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱第6条第4項の規定により、県有地の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸付けを希望する県有地  
所在地  
面積
- 2 貸付けを希望する期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 実施予定の事業内容

#### 4 連絡先

部署名			
担当者氏名			
電話		F A X	
電子メール			

(添付書類：公募要項に定める資料)

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 貸付については、希望に添えない場合がある。
  - 3 申請者及びその役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者）が、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と判明したときは、貸付けしない又は貸付契約を解除することがある。また、愛知県警察本部長に申請者の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

(様式第1) <裏面>

## 申請者情報

### 【個人の場合】

氏名	ふりがな	性別	生年月日

### 【法人その他の団体の場合】

商号又は名称				
所在地				
役員等に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

(様式第2)

## 県有地貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様  
〔名称及び  
代表者氏名〕

愛知県知事 ○○○○ 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり貸し付けることを決定しました。

### 記

1 貸し付ける県有地

2 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 貸付料等

貸付料 (年額) 金 円

保証金 金 円

4 その他

(様式第3)

## 県有地不貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様  
〔名称及び  
代表者氏名〕

愛知県知事 ○○○○ 印

年 月 日付けの申請については、下記の理由により貸し付けないことを決定しました。

記

(様式第4)

県有地使用状況報告書  
( 年 月現在)

年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

住 所  
氏 名 印  
〔名称及び  
代表者氏名〕

年 月 日付けで貸付契約を締結した県有地の使用状況について、県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱第14条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1 借り受けた県有地	(所在地及び面積)
2 設置した施設等	
3 当初事業計画の変更の有無	有 ・ 無 (有の場合は、変更内容を具体的に記載)
4 その他 (特記事項等)	

備考 現況写真を添付すること。

(様式第5)

## 県有地貸付申請書(福祉)

年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

申請者 ○○市町村長 ○○○○ 印

県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱第17条第1項の規定により、県有地の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸付けを希望する県有地  
所在地  
面積

2 貸付けを希望する期間  
年 月 日から 年 月 日まで

3 実施予定の事業内容

4 連絡先

部署名			
担当者氏名			
電話		F A X	
電子メール			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 貸付については、希望に添えない場合がある。
  - 3 具体的な事業内容がわかる資料（事業計画、図面、事業予定者(転借人)の概要等）を添付すること。

(様式第6)

## 県有地貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

愛知県知事 〇〇〇〇 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり貸し付けることを決定しました。

### 記

1 貸し付ける県有地

2 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 貸付料

年額 金 円

4 その他

(様式第7)

## 県有地不貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

愛知県知事 〇〇〇〇 印

年 月 日付けの申請については、下記の理由により貸し付けないことを決定しました。

記

(様式第8)

## 転貸承認申請書

年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

借受者 ○○市町村長 ○○○○ 印

年 月 日付で貸付契約を締結した県有地を下記のとおり転貸することについて承認を得たいので、県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱第20条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 貸付県有地及び貸付期間  
所在地  
面積  
期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 転借人の住所及び氏名
- 3 利用目的
- 4 転貸開始年月日（予定）  
年 月 日

### 5 連絡先

部署名			
担当者氏名			
電話		F A X	
電子メール			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 転借人が法人の場合、2には法人の事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入すること。
  - 3 転貸契約書(案)等を添付すること。

(様式第9)

## 県有地使用状況報告書

( 年 月現在)

年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

○○市町村長 ○○○○ 印

年 月 日付で貸付契約を締結した県有地の使用状況について、県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱第21条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1 借り受けた県有地	(所在地及び面積)
2 設置した施設等	
3 当初事業計画の変更の有無	有 ・ 無 (有の場合は、変更内容を具体的に記載)
4 その他 (特記事項等)	

- 備考 1 現況写真を添付すること。  
2 「4 その他 (特記事項等)」には転借人の住所及び氏名 (法人の場合は、法人の事務所の所在地、名称及び代表者氏名) を記入すること。